

三田市聖苑条例新旧対照表

現行				改正案			
第1条～第12条 省略 別表(第4条関係)				第1条～第12条 省略 別表(第4条関係)			
使用区分		単位	使用料(円)	使用区分		単位	使用料
火葬施設	12歳以上	1体	22,000円	火葬施設	12歳以上	1体	死亡者が死亡時に市内に住所を有していたもの 22,000円 上記以外のもの 44,000円
	12歳未満	1体	15,000円		12歳未満	1体	死亡者が死亡時に市内に住所を有していたもの 無料 上記以外のもの 22,000円
	死産児	1胎	10,000円		死産児	1胎	使用者が市内に住所を有しているもの 無料 上記以外のもの 11,000円
汚物等の焼却		1件	3,000円	汚物等の焼却		1件	3,000円
動物の死体の焼却		1体	3,000円	動物の死体の焼却		1体	3,000円
備考				備考			
<p>1 この表は、本市住民について適用し、本市住民以外の火葬に係る使用料については上記使用料の2倍の額とする。なお、この場合において、「本市住民」とは、死亡者が死亡時に市内に住所を有していたもの又は使用者(死産児の場合)の住所が市内に有しているものをいう。</p>				<p>この表における「動物」とは、小鳥、ねこ、犬その他の動物をいう。</p>			
<p>2 この表における「動物」とは、小鳥、ねこ、犬その他の動物をいう。</p>							